

## 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書

9月26日、厚生労働省は全国の公立・公的病院1,455病院の4分の1に当たる424病院名を公表し、その廃止や一部診療科を他の病院へ移すなどの再編・統合を進めると発表した。

秋田県では、大館市立扇田病院（大館市）、独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院（能代市）、湖東厚生病院（八郎潟町）、市立大森病院（横手市）、羽後町立羽後病院（羽後町）が対象施設として名指しされた。

厚生労働省は2017年の診療実績をもとに、公立・公的病院の中で重症者向け高度急性期、一般的な手術をする急性期に対応できる1,455病院を調査して、特に診療実績が少ない、あるいは診療実績が類似かつ近接で20分以内の距離に競合する病院があるなどの基準を設けて再編・統合が必要であると判断した。

しかし、この一律の基準では、あまりに地方の置かれた医療事情を無視したものと云わざるを得ない。秋田県の深刻な医師不足の実態、公共交通機関の不足、高齢化の進展などを加味すれば、受療状況や診療実績は大きく変化する可能性があり、一律の基準だけで再編・統合を判断するにはあまりに早計である。全国知事会では「地域の医療機関がなくなれば、命や健康は誰が守るのか」「本来ならリストを返上してもらいたい」と厚生労働省に強く説明責任を求めている。秋田県の佐竹知事も政府が進める地方創生に逆行するものと指摘している。

このように公立・公的病院の統合や廃止は、地域での役割や地方における医療の実態をさまざまな角度から慎重に検討する必要がある。さらに命に直結することから、地域住民の方々の十分なコンセンサスを得ることが大前提である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 医師不足や高齢化の進展、公共交通機関の不足など地方における公立・公的病院を取り巻く深刻な医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様